

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人とは、私立学校（幼稚園から大学院まで）の設置を目的として設立される法人のことと、私立学校法により定められています。各学校が創意工夫を持って良い教育を行える自主性と、そのような教育を行うことからこそその公共性を兼ね備えています。一方、企業とは利潤追求を目的として、継続的かつ計画的な意図のもとに各種の営利行為を実施しています。

企業会計は収益と費用からその経営成績を知ることにありますが、学校法人会計は計算書類によって財務の面から教育・研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。学校法人は決して営利を目的とするものではありませんが、収入と支出のバランスが取れなければ学校を維持することができなくなります。そこで学校法人の経営実態を会計面から把握できるように学校法人会計基準という一定のルールが昭和46年文部省令によって定めされました。制定以来40年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な他の会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、平成25年に学校法人会計基準の一部を改正する省令が公布されました。この改正により、学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとなり、学校法人の適切な経営判断に一層資するものとなりました。学校法人は、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

資金収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入および支出の顛末を明らかにしたものです。

資金収入の計算には、前期末前受金及び期末未収入金を控除科目として行います。支払資金の計算には、前期末前払金及び期末未払金を控除科目として行います。

事業活動収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにしたもので、区分経理により、経常的なものと臨時的なものに把握することができます。

貸借対照表

貸借対照表には、資産の部、負債の部、純資産の部を設け、資産、負債、基本金及び繰越収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末と対比して記載します。

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにするものです。

学校法人が作成する資金収支計算書、事業活動収支計算書のいずれにおいても決算額が予算額と対比する形で表示されることになっています。学校法人の経営は目的を定めてその達成のための収支計画を立て、その予算に従って実行することで、その目的としている教育・研究活動を支障なく行うことができるとしているのです。一般企業の予算では収益については予算以上の稼得を是とし、費用については予算額を上回らないようにコントロールするためのものですが、学校法人においては、当初に予算化した収支額を実行することで、教育研究活動の質の低下を回避し、一定の水準を保つように予算が使われるのです。

各科目の説明

資金収支計算書及び事業活動収支計算書（経常的なものと臨時的なものに区分）共通の主な科目

【収入】

学生生徒納付金

授業料、入学金、実験実習料、施設設備資金、維持費など学生生徒から納入された収入。

手数料

入学検定料、試験料、証明発行料などの収入。

寄付金

金銭を寄贈者から贈与された収入。現物による寄付は事業活動収支計算書のみに計上。

補助金

国（日本私立学校振興・共済事業団を含む）や地方公共団体から交付される補助金、子ども・子育て支援新制度の施設型給付費収入。

資産売却収入

資産を売却した際の収入

付随事業・収益事業収入

外部から委託された講習会による収入、教育活動に付随する活動に係る事業収入、小規模保育事業の保育所の収入。

受取利息・配当金収入

受取利息、配当金収入。

雑収入

施設の利用料収入、退職金財団・社団からの交付金、その他上記に該当しない収入。

【支出】

人件費

教職員、役員に支給する本俸、期末手当、その他の手当、所定福利費、退職金。退職給与引当繰入額は事業活動収支計算書のみに計上。

教育研究経費

教育研究のために支出する経費（消耗品費、光熱水費、旅費交通費、奨学費など）。減価償却費は事業活動費収支計算書のみ。

管理経費

学校の管理のために支出する経費（消耗品費、光熱水費、旅費交通費など）で学生生徒等を募集するために支出する経費を含む。小規模保育事業の保育所に係る経費すべて含む。減価償却費は事業活動収支計算書のみ。

借入金等利息支出

金融機関からの借入金に対する利息。

資金収支計算書のみの主な科目

【収入】

借入金等収入

金融機関からの借入れや、学校債からの収入。

前受金収入

翌年度の活動に対する収入。新入学生の授業料・入学金・実験実習料・施設設備資金・維持費など。

その他の収入

前期末の未収入金、貸付金の回収、長期性預金の取崩、預り金の受入の収入。

資金収入調整勘定

資金の収入を当該年度の諸活動に対応する収入に調整します。

期末未収入金（当該年度の収入のうち翌年度以降入金のもの）及び前期末前受金（当該年度の収入のうち前年度までに入金されたもの）を控除科目として表示。

前年度繰越支払資金

前年度末の支払資金残高。

【支出】

借入金等返済支出

金融機関からの借入金に対する返済の支出。

施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定等の支出。

設備関係支出

教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両等の支出。

資産運用支出

退職給与引当特定資産への繰入の支出、出資金、事業保険の支出。

その他の支出

貸付金の支出、前期末の未払金支払い、預り金の支払い、翌年度の活動に対する前払金支出。

資金支出調整勘定

資金の支出を当該年度の諸活動に対応する支出に調整します。

期末未払金（当該年度の支出のうち翌年度以降に支払うもの）及び前期末前払金（当該年度の支出のうち前年度までに支払したもの）を控除科目として表示。

翌年度繰越支払資金

年度末の支払資金残高。

事業活動収支計算書のみの主な科目

【収入】

資産売却差額

資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額。

【支出】

徴収不能額等

未収入金が徴収不能となったもの。

資産処分差額

資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額、除却損又は廃棄損を含む。